

入札説明書（グループウェアシステム導入支援等業務委託）

本件入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 件名 グループウェアシステム導入支援等業務委託
- 2 仕様 別紙 グループウェアシステム導入支援業務委託仕様書のとおり
- 3 入札方法 本件入札は、郵便入札の方法による。
郵便入札の方法は、別紙「郵便入札の手引き」を必ず参照すること。「郵便入札の手引き」による方法以外の方法で提出された入札書は無効とする。
- 4 入札書記載金額
 - (1) 入札書記載金額については、契約期間全体における総額を記載する。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書記載金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。そのため、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札金額の訂正は認めず、金額の訂正がなされた入札書は、無効とする。金額を書き間違えた場合は、訂正印等による修正ではなく、新しい入札書に書き直して提出すること。
- 5 委託料の支払いについて

所定の価格内訳書により、契約期間全体に係る業務委託料を積算すること。

ただし、業務委託料の支払いに際しては、次の(1)から(3)までの方法により算出した額に消費税及び地方消費税の額を加えた額を、(1)から(3)までに掲げる方法により支払うことを基本とする。

なお、端数分の調整を含めた支払額の詳細については、契約書に添付する「支払予定表」により示すこととする。

 - (1) ライセンス費用については、価格内訳書記載のライセンス費の小計額を当該業務の履行期間の月数（60月）で除し、令和8年8月1日～令和13年7月31日の履行月1月ごとに支払う。
 - (2) 運用支援費については、価格内訳書記載の運用支援費の小計額を当該業務の履行期間の月数（54月）で除し、令和9年2月1日～令和13年7月31日の履行月1月ごとに支払う。

- (3) 導入支援費については、価格内訳書記載の導入支援費の小計額又は令和8年度における(1)ライセンス費用及び(2)運用支援費の支払額 ((1)ライセンス費用8か月分及び(2)運用支援費2か月分)) を49,411千円(税抜)から除いた額のいずれか低い額を導入支援業務終了後に支払う。

この場合において、価格内訳書記載の導入支援費の小計額が令和8年度における(1)ライセンス費用及び(2)運用支援費の支払額を49,411千円(税抜)から除いた額を超えるときは、当該超える額はこれを52で除して得た額を、(2)の運用支援費の令和9年度から令和13年度の支払い時に合算して支払う。

6 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

本件に関する質問は、原則として市指定の質問書様式により、FAX又は電子メールで送信すること。なお、FAX又は電子メールの送信後は、確認のため、必ず下記の質問書送付先に電話連絡を行うこと。

市指定の質問書様式は、市ホームページ内「入札情報>2 一般競争入札公告等>制限付一般競争入札公告」に掲載するので、ダウンロードして使用すること。

(2) 質問書の送付先

会津若松市役所契約検査課

電話番号：0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413

契約検査課代表メールアドレス：keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(3) 質問期限

令和8年6月8日(月) 午後5時15分まで

(4) 質問に対する回答

後日、質問者に対してFAXで回答するとともに、当該質問及び回答の内容を市ホームページに掲載する。

※ 入札の前に必ず、質問の有無及びその回答内容について確認すること。

7 落札候補者の決定方法

予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格で入札した者を第一落札候補者とする。第一落札候補者となり得る同価の入札をした方が2者以上いる場合は、くじ引きを行い落札候補者の順位を決定する。

当該入札をした者が開札に立ち会っている場合は、その者がくじを引き、立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 第一落札候補者に対する事後審査の実施

開札により第一落札候補者となった者が公告で定める入札参加資格要件を満たしてい

ることを確認するため、事後審査を行う。

この事後審査のため、第一落札候補者は、入札参加資格審査調書に必要書類を添えて、市が指定する時刻までに市が指定する方法により提出しなければならない。

本件入札において、入札参加資格審査調書に添付しなければならない書類は、次のとおりである。

- ①本件業務において配置する Associate Google Workspace Administrator 資格保持者の資格認定証の写し
- ②本業務により調達（構築）する以下の製品について、過去 5 年間に国又は地方公共団体に対する 1,000 アカウント以上の導入支援業務（要件定義、Google Workspace のパラメータ設計、職員研修）を 2 件以上実施した実績を挙証する書類

・ Google Workspace Enterprise Standard 又は Enterprise Plus

なお、②の履行実績を挙証する書類は、契約書の写しのうち、次の(1)から(5)の事項を確認できる部分の提出を求める。

- (1) 契約相手の名称（国または地方公共団体）及び契約締結日を確認できる箇所
- (2) 調達（構築）した製品の名称を確認できる箇所
- (3) 支援業務の対象アカウント数を確認できる箇所
- (4) 実施した導入支援業務の内容（要件定義、Google Workspace のパラメータ設計、職員研修のいずれも含むものであること）を確認できる箇所
- (5) 導入支援業務の終期を確認できる箇所

9 契約保証金について

契約締結後、落札者は契約代金の額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付すること。契約保証金は、業務履行完了後に還付する。

ただし、「市を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合」及び「過去 2 年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の 2 倍の期間を遡った期間。）において地方公共団体等との同額程度の契約実績が 2 回以上ある場合」は、契約保証金の納付を免除することができる。

その場合には、市が求める書類（保険証券の写し又は実績報告書）を提出すること。

また、会津若松市財務規則（平成 5 年会津若松市規則第 12 号）第 104 条第 2 項各号に掲げる担保の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

10 その他

- (1) 市ホームページ掲載の会津若松市競争入札心得（平成 13 年 3 月 6 日決裁）の規定について熟知のうえ、入札に参加すること。
- (2) 入札日時点において、入札参加資格を有していない場合は、当該入札は無効となる。入札参加資格の更新が遅れた場合は、有効期限が途切れるので十分注意すること。